

令和7年度 育成会相談支援センター「手と手」事業計画

指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

1 運営の基本方針

本事業所は、令和5年1月より、名称を育成会相談支援センター「手と手」に改めた。今まで以上に、人と人が手をつなぎ安心と幸福をめざし、愛される相談支援事業所にしたいと考えている。

その育成会の相談支援事業所として、以下を方針とする。

- ①障がいのある本人の意思や人格を尊重するとともに、常に本人、保護者・ご家族に寄り添い、安心して地域生活が営めることを第一に相談支援を行う。
- ②丁寧で誠実、温かみのある相談支援に努める。
- ③本人、保護者・家族の希望や選択に基づき、教育、福祉、就労、保健、医療、療育等のサービスを総合的に効率よく提供することをめざす。
- ④育成会のネットワークをフルに活用し、教育、福祉、就労、保健、医療、療育等の関係機関と密接な連携を取って支援を行う。
- ⑤継続的な相談支援により、障がいのある人の自立と社会参加促進を図る。

2 サービス内容

(1) 相談支援実施体制

管理者1名。相談支援専門員3名。

(2) サービス提供日と時間

祝日・休日を除く月曜日から金曜日。午前9時から午後5時まで。

※24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を講じる。

(3) 相談支援の内容

[基本相談支援]

- ①福祉サービスの利用援助（サービス情報の提供、サービス利用の助言等）
- ②社会資源を活用するための支援（施設や事業所等の紹介、生活情報の提供等）
- ③社会生活力を高めるための支援（健康管理、身だしなみ、余暇活動等の助言）
- ④権利擁護のための援助（成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の活用等）
- ⑤専門機関の紹介（障がい者のニーズに応じて各種専門機関を紹介）
- ⑥虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整

[計画相談支援・障害児相談支援]

①サービス利用支援

利用する障害福祉サービス等の種類、内容等を定めた利用計画案を作成。支給決定後は、指定事業者との連絡調整等の便宜を図り、利用計画を作成。

②継続サービス利用支援

支給決定障がい者が、継続して障害福祉サービス等を適切に利用できるよう一定の期間ごとに利用状況を検証し、必要があれば利用計画の変更や関係機関との連絡調整を行う。

(4) 相談支援における留意点

①秘密の保持

正当な理由なく業務上知り得た利用者や家族等の秘密を漏らさない。

②相談支援の質の確保

○人権侵害・虐待の防止

利用者の立場で、心身の状況や生活環境に応じた支援を行うとともに、利用者の選択に基づいた適切な福祉サービスが提供されるよう配慮する。

○苦情解決システムの活用

利用者から苦情の申し出があった場合は、真摯に受け止め誠意をもって苦情の解決を図り事業所の信頼を確保する。(※苦情解決に当たっては、別に定める「福祉サービスに関する苦情解決規程」を適用。)

③地域や関係機関との連携

各区役所福祉課や地域包括支援センター、身体・知的障がい者相談員、精神障がい者家族会、教育、医療、保健、療育、就労などの各関係諸機関と連携・協力し、利用者の相談支援に努める。熊本市自立支援協議会の相談支援部会、西区障がい福祉ネットワーク会議・精神保健福祉ネットワーク連絡会などに出席し、参加機関との緊密な協力関係を築く。

3 今年度の重点課題

(1) 業務の効率化・経営改善

支援記録、利用者台帳、サービス利用計画作成等の事務処理の効率化を図るとともに、利用者状況に合わせて適切にモニタリング等を増量する。

(2) 教育と福祉サービスの関係機関との連携の強化

小・中学校児童生徒、高校生に関する放課後等デイサービスの相談ケースで、学校、スクールソーシャルワーカー、各区保健こども課、児童相談所等との連携を図ることが多い。教育と福祉サービスとの連携について、育成会事業所としての強みを活かした支援を行えるようにしていく。

(3) 職員研修の充実

知的障がい、精神障がい、身体障がい、発達障がい、児童、難病の方など幅広い分野にわたる支援対象に関する障がい特性や個々の状況を十分把握しニーズに応じた質の高い相談支援業務を行えるよう、相談支援専門員研修や各種専門的な研修に参加し、相談員としての専門性を高める。

(4) 感染拡大防止

個別訪問や会議開催によって新型コロナの感染拡大に繋がるケースを考慮し、個々のケースに応じて可能な範囲で電話やメール、zoom 等を活用する。